

## 役員退職慰労金支給規程

### 第1条 (目的)

この規程は、公益社団法人日本べんとう振興協会（以下、「協会」という。）の常勤役員  
の退職慰労金支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (支給基準)

本協会に常勤する役員（以下、「役員」という。）が非常勤となり、又は退職若しくは死  
亡したときは、退職慰労金を支給する。但し、役員が定款第28条の規定に該当した場  
合は退職慰労金を支給しない。

### 第3条 (退職慰労金の額)

退職慰労金の額は、退職の日における協会常勤役員報酬規定第4条に規定する報酬月額  
を基準に次の割合に乗じて得た額の合計額とする。

1年に付き100分の100

- 2 在職期間の計算は、役員を選任の日から暦に従い計算し、1月に満たない端数が生じた  
ときは、1月とする。

### 第4条 (退職慰労金の支給対象)

退職慰労金は、常勤役員が非常勤となり、又は退職したときはその者に、死亡したとき  
はその遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条  
までの規定を準用する。

### 第5条 (遺族の受給資格証明)

遺族が退職慰労金を受給するときは、戸籍謄本、住民票等の遺族である事実を証明する  
書類を協会へ提出しなければならない。

### 第6条 (退職慰労金の支払い)

退職慰労金は、法令に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を特別な事由がある場  
合を除き、受給事由が発生した日から60日以内に支払うものとする。

### 第7条 (端数の処理)

この規程に定めるところにより退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これ  
を100円に切り上げるものとする。

第8条（補則）

この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

（附則）

1. 本規程は、当協会が公益社団法人として登記された日から施行する。